

らない、こういうように存じます。

○参考人(大塚茂君) 今回の開港の延期が過激派の行動による結果であるということは、これはもう明らかなことでございます。それから、今日まで開港が延びてきたと、いう大きな原因の中にも、過激派の阻止行動というものがあったということを私は否定できないと思います。それでありますと、が、ではそういうふうに過激派につけ入るスキを与えたという点で、公団側と申しますか、政府、公団側に何らの欠点もなかつたかというふうなことになりますと、われわれとしても反省すべき点が、今日から見ますとないとは私も言い切れないと、いうふうに考えております。

公団側だけを申し上げますと、四十六年四月といふ、これだけの大事業を五年足らずで完成をさせること、という目標を与えられまして、当時これだけの大きな事業の経験を積んだ人は少なかつたと思うであります。が、そういうふなれな大事業に五年足らずと、いう目標で発破をかけられて焦ったといふ、いうような点から、いろいろ無理があつたといふ、ような点も今日われわれとして反省をいたしておるところでありまして、これから私の私どもの第二期工事の進め方等については、そういう点を十分反省しながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

○矢田部理君 単に焦ったという問題だけではないと思うんです。社会党は、かねてから国際空港の必要性について否定しているわけではありません。それを内陸部に置くことについて反対をしてきました。とりわけ成田のようだ、多くの住民や農民が古くから生活をしている場所に、それを持ち込むことが適切でないことを強く主張してきたわけであります。その点で、内陸部に空港を決めたこと、その点についての自己批判なり反省はありませんでしょうか。

○国務大臣(福永健司君) まあ、内陸部に空港を置くのがいいかどうかというようなことにつきましては、すいぶん議論もござります。私自身も、個人といしましてはいろいろな考え方を持ってきた

一人であり、十数年前に、新空港はどうするかと
いうところの党役員の一人でもございました。それ
なりにいろんなな論議があつた過程もある程度は承
知をいたしておるわけでございますが、まあ、当
時いろいろ議論を尽くして、かなり長い間議論を
尽くしたあげくにああいうよう決ましたということ
でございまして、当時の事情といたしまして
は、大変ほめるというわけにもいきますまいが、
やむを得なかつたというように私は思つてゐるわ
けでございます。

これからのこと等につきましては、私はまだそ
れなりに意見を持つてゐるわけでございます。し
かし当時としては、海なら海にということについ
ては、ずいぶん大きな抵抗がありました。今日にな
なつてみれば、いろんな意見もあるわけでござい
ます。当時は陸を地ならしして、そこへするのが
常識であるように、わりありに簡単に議論が向い
ていく傾向が確かにございました。今日になつて
みると、確かにいろいろの考えはあり得るし、そ
のときは全体として、まあこういうところかとい
う——少し言い方が余り正確であるような、ない
ような気がしますけれども、正直な話、あのころ
はそんなことでございました。私も三十年間国会
におりまして、いろんな経験を経てきましたが、
この空港を決定するときには、確かにみんなです
いぶん論議をいたしました。そのときに、だれが
よかつたとか、だれが間違つていたなんて、いま
さら言つたつてしようがない。決めたのは、しょ
せんは自民党政権でありますから、すべて責任は
感じていくべきであります、いずれにしても、
そういうことについて反省はないかとおっしゃれ
ば、ないというわけではございませんが、だから
といって、あれが大變間違つていたというような
事情でもなかつたということを私は申し上げたい
と思うのでございます。

○矢田部理君 どうも余り歯切れのよくないお答えで、本来ならば、もっと詰めたいわけであります。ですが、本論といいますか、提案をされております特別措置法の審議の議論の内容を通してまた問題点を出していきたいと考えています。いま運輸大臣もおつしもられたように、非常に無理がある。そのことはやっぱり否定できないと思うのであります。その無理の一につき、私はこの特別措置法を実現に位置づけたいわけです。何が無理なのかといふことをいまから一つ一つ問題にしていきます。

建設大臣、空港周辺の土地の利用の規制を中心にしてこの法案は条文化されております。特別地区については建築禁止の措置、通常の防止地区については建築制限の措置、この制限をする法律上の根拠は何でしょうか。空港の公共性がその理由でどうか。まず、その一点についてお尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) いま御質問のありましたように、新たにいろいろ制限を設けるという場合に、一体現行法でそれが可能かどうか、こういうことを考えてみますときに、たとえば市街化調整区域ではどうかというふうに考えてみると、学校、病院などの一定の建築行為は許容されると、こういうことになりますので、そういうことを考えますときには、主として騒音防止というようなことを考えておるわけでございますが、その騒音防止のために学校とか、あるいは病院が建築をされれば、その病院や学校が非常に影響を受けるのでありますから、まあできれば今回法律でお願いしておるような特別地域で、建築は認めずにく方が適切ではないかというふうに考えていった場合に、現行法で足らざるところがござりますので、今回の特別立法をお願いする、こういう次第を必要とするわけであります。憲法上どこにそ

○國務大臣(櫻内義雄君) 法律上のむずかしいことになりますと、ちょっと私が見解を述べるのになかなかむずかしいところがございますが、ただいま私申し上げたように、たとえて申し上げておるわけですね、学校だ、あるいは病院だという、そういう建築が空港周辺にあって、そうして教育を受ける方や入院している方に騒音などで迷惑をかけるということが、これがどういうもののかと、それあれば、これは事前にわかることがありますから、公共の福祉を考えて、そうしてこの種の特別の立法を許容されておるものであると、こういうふうに私は、憲法上のたてまえを聞かれると、法律上のいろいろ理屈というよりも、私の乏しい知識での考え方で言ひと、そういうふうに思うわけございますが、専門的な点につきましては、別途またその立場でお答えをさせることにいたします。

○矢田部理君 大臣の言う公共の福祉というのには、成田空港の設置あるいはそれに伴う航空といいましょうか、空港の設置だけではなくて、飛行機も飛ぶわけですから、航空の公共性ということを公共の福祉の中身にするのでしようか。その点先に確認しておきます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 別にこの法律が、特に成田空港だけということに私は承知しておるわけではございません。したがつて、いま申し上げたような、国民に対して非常に迷惑をかけることが事前にわかるとするならば、そういう公共の福祉の必要上から特定空港として指定するものについては、このような法律をお願いしよう、こういう趣旨だと思います。

○矢田部理君 私の質問は不正確でした。成田と限定したわけではないでしようが、いわば指定する特定空港については、まさにその空港の設置、ないしはそれに伴う航空全体を公共の福祉と理解をし、そこからこの制限を導き出しているというふうに伺つてよろしくうござりますか。

Digitized by srujanika@gmail.com

○國務大臣(櫻内義雄君) 私はそういうように理解をしておるわけでござりますが、ただ、法律上なかなかかむずかしいことではないかと思うので、もし必要があれば専門的にお答えをする方がいいんじゃないですか、私の理解程度でいいのか悪いのかちょっと、急な御質問でござりますので、十分責任を持ってお答えするということではなく、私の理解の程度を申し上げておる次第でございます。

○矢田部理君 これは憲法上の問題ですから、自分はよくわからぬということでは困るんでありますて、ただ、一応の理解を述べられましたからそれはそれとして承つておいて、後、各論の段階で、局長が必要であればまたお尋ねをすることにします。

で、引き続き環境庁長官伺います。空港の設置に伴つて当然ながら騒音を発生するわけです。従来の環境公害の常識から言えば発生源対策を基本にやるべきだ。それにもかかわらずどうしても騒音をまき散らして健康被害等を与えるに当たつては、文字どおり汚染者負担の原則が適用にならざる。それが環境行政の柱だったと思つわけであります。この立法の内容を見てみますとどうでありますか、被害を受ける住民がみずからの負担で自己分のうちを防音構造にしなければならない、環境行政の立場から見てこういう規定をどういうふうに受けとめられますか。非常におかしいというふうな理解に立てませんか。まず所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(山田久就君) 残念ながら航空機というものは、飛行場というものを、いま特に国際的な交流というもののためにはどうしてもこのもので考慮していくかなくちゃいけない、その選択場所はどうかということは先ほど議論がございましたけれども、しかも航空機についての騒音というものをできるだけ小さくするということについては、国際的な非常な努力が行われています。しかしながら、まだ残念ながら音の出ない飛行機はできることになつてまいりますというところの設定している環境基準というものを、

きるだけそういう方面的の努力とも相まって所定のところに落着つけなければいかぬということはわれわれの任務ではございます。ただ、そういう場合にこれまで特に問題であったのは航空機の周辺、すでに一定の環境基準なんかを設けているわけでござりまするけれども、そこに音の出るといふことを理解しながら――ほかのいろんな理由もあるんでしょう、だけれども新しい住宅というものができてくるといふことが問題といふもので、そんな意味においてむずかしくしておるといふことは、これは現実であることは御承知のとおりであります。これは少なくとも現在の状況においてはこのことを有効に未然に防止しておくといふ、そういうことはできない。これが現状でございます。そこでこの法案においては、こういう面での今までの問題点に対処するための予防措置がとられる、これで航空機騒音を根本的に解決して環境基準の達成を図るために近づく施策として、この点はやっぱり評価されるべきものである。こうわれわれは考えております。これは実は御案内のとおり、中公審でもそういう意味での立地規制というもののことが、側面から新たな法制度の必要性というようなことが指定されていることは御承知のとおりでございまして、こういう面というものを考えてわれわれもやはり大きないろんなそういう立場からこれを支持するべきであるという、こういう立場にあるのがわれわれただいまの地位でございます。

業なり設置者が、大変御迷惑をかけて申しわけない、しかし皆さん方の健康を維持するために、皆様方が希望するならばやつぱりその負担で防音構造にしてあげますよと、これが少なくとも P.P.P の原則だつたんじやありませんか。それを一手法として結構あるなどという環境庁長官、これは困ります。もう一回だけ時間がありませんから答弁をいただきたい。

○國務大臣(山田久就君) 発生源問題については先ほどお答えしたとおりでございます。われわれの努力——しかしながら音の立たない飛行機はない、非常に残念でございますが。そこで、この被害者であるところの土地の住宅、これについてはそういう見地からこれについて助成をやつていこう、こういうたてまえに立つてることも御承知のとおりだと思います。この助成の範囲やなんかをどの程度にやるか、これは私はいろいろ考えなきやいかぬと思いまするけれども、そういうたてまえに立つてることはひとつ御承知のとおりだと思っております。

○矢田部理君 どうもこの法案についての理解がまだなされていないようです。騒音障害防止地区については助成しないんですよ。みずからの負担で防音構造にしなさいと言つておるんであります。全然違うんです。それはそれで置いておきましょう、時間がありませんから。

建設省に戻ります。建設大臣は先ほど立地規制の根拠、建築禁止の理由は憲法上の公共の福祉論だと、こう言われました。なるほど憲法二十九条の二項には、公共の福祉のためにその権利内容を定めることができると書いてあります。ところが、残念ながらこの条項はこの法案では公共の福祉として働くかないんです。なぜでしょう。何か。公共の福祉概念が働くというのは、もともとは権利と権利が衝突をする——国際空港としての成田が必要である、形式的、制度的に見て、中止されることはまた別ですよ、その場合に、個人の所有権とつかったときには土地収用という法的手段が課せられるたてまえには一応なっています、是非は削

として。ところが、この空港の周辺の人たちといふのはみずから騒音を受ける被害者であつて、空港に対しても何ものも権利侵害をしていないんです。つまり権利の衝突のないところに公共の福祉概念が作用する余地はない。だから、建設大臣の、公共の福祉による制限なんだ、航空の公益性に伴う制限なんだという論議は憲法上許されないんです。その点どうお考えになりますか、建設大臣にまず先ほどの答弁にかかわって伺いたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 先ほどから申し上げておるように、私の理解の程度はすでに申し上げたところでございます。なお、専門的なことにつきましては担当の局長にお答えをさせたいと、こう思つておるわけでございますが、いまお尋ねの点で私が理解しておる点は、今度の法案では現に居住をしておつてそしてそこに被害を受ける。したがつて、それについて、今度被害について何かを考えるというような順序でなく、ある地域を限定したときに、その地域に、地域であると指定をしておるのにその中へ必要があつて何か建てるなど、こういうときには、いまお尋ねがあつたようだ。こういうときには、私はストレートに何かせよと、こういうことには私は建設大臣につながつていかないんじゃないかと、こう思つんですね。

○矢田部理君 また建設大臣も混乱をしておられるようですが、補償すべきかどうか、あるいは補償をするとしてもどういうふうな補償をすべきかという問題と、いま私が建設大臣に提起しておる問題は別なんです。補償はその次の問題でありまして、その基本の問題として建築禁止にする、防音構造でなければ家が建てられないという規制、これは財産権に対する規制であることは間違ひございません。その根拠を建設大臣は先ほど公共の福祉に求められた。中身を航空の公共性に

求めた。ところが、憲法二十九条で言う「公共の福祉」というのは、相手の権利と自分の権利がぶつかり合つ、この場合の調整をどういうふうにすらのか。自分の権利主張ばかりしておつたんでは相手との衝突が避けられない。そこで、権利に内在する制約としてとらえている部分が多いわけあります。公共の福祉の概念が働く。ところが、この空港周辺に関して言えば、空港は騒音をまき散らして地域住民の権利を侵害します。そこにもともと住んでおつた住民や土地の所有者は——もともとだけなく所有権を持つておる人たちは、住んでおる、おらないにかかわらず、香港に対しては何ものも権利侵害しないわけですよ。そこでは公共の福祉が働く余地がありませんよと、それを公共の福祉概念で説明しようとうのは間違つてゐると、そうじやありませんか。これは憲法の基本的な問題ですよ。そこをお尋ねしているんですが、補償の問題にすりかえられて答弁をされたので、もう一度だけ答弁を求めてす。

ことのないないようにしよう、あらかじめこの地域はこういうことですよと、それを法律上お願ひするということについて、私は、私としてはそれは将来の公共福祉のことを考えた上にこれは必要なことじゃないかと、こう思うんです。ただ繰り返し申し上げておるよう、一体憲法から来ておまえの言つてることは正しい、正しくないということの論議になるといささか専門的なものですから、私の主張がどうだこうだということについては、私の専門的見識は不十分だということを申し上げておるんですが、私の言つてることも御理解していただけるんじゃないかと思うんですね。

○矢田部理君 あなたの理解は理解として、私の質問に対する、あるいは質問を踏まえての答弁にはなっていない、こういう趣旨のことを実は申し上げているんです。憲法上の論議ですから、国会の合意はもちろん必要でしょうが、少なくとも合意の基礎には憲法がなければならぬ。憲法の基礎を超えてまで合意するわけにはいかない。その問題を実はこれは含んでいるんですよ。だから率直に申し上げて、私は、航空の必要性を公共性で制約することはできない。とすれば何だろうということで、時間がありませんから私なりに推論をいたします。建設省はそこへ都市計画の理念を持ち込んだんじゃありませんか。その都市計画の手法を持ち込んで、もともと制限できない土地規制をやらなきゃならない。ところが規制の手法は持ち込んだけれども、もともと都市計画は地域住民を主体とする地域の発展、秩序ある発展、豊かなやつぱり都市づくりが目的のはずであります。ところがこれは住民がいない。ここでも実は行き詰まってしまった。しかも都市計画の basic 理念の中には後でいろいろな法律などを改正したりして追加をしておりますが、もともと補償の概念はないわけですね。緑地をつくるとか、道路を広げるとか、そのことのためにそれぞれが一定の規制を受けてながら、少なくとも自分の住む町をいい町にしていこう、こういう理念で発足をしたわけであり

ますから、補償の議論は基本的にはないわけじやありませんが、なじまない。そこで補償をするとなつたらいどうしたらしいのか、ここでもまた問題にぶつかってしまう。だから航空審の答申がこの問題についてなされておりますが、これを分析しますと、論理的には支離滅裂なんですね。そこら辺をどういうふうに建設省は受けとめて考えているのかが私は実は聞きたかったんです。建設大臣がおわかりにならなければ都市局長からでも結構ですが、ひとつ考え方を聞かせていただきましよう。

○政府委員(小林幸雄君) お答え申し上げます。

空港の公共性に関連しまして憲法との関連は、先ほど大臣がお答え申し上げたとおりであると思つております。

○矢田部理君 簡単に言つてください。

○政府委員(小林幸雄君) いま一つ、都市計画法はもともと健全な市街地の形成ということを目的としておるものでありますし、その目的のために都市計画制限、ある程度これはやむを得ないということをはつきりうつっているわけでござります。そこで、道路、鉄道等と同じく公共施設である空港、この周辺地域において、これはいまのような制限が課し得ることは、都市計画法上余り問題ない。

いま一つ、これは補足的に申し上げますと、先生もいまお触れになりましたけれども、都市計画法は適正かつ合理的な土地利用ということを一つの趣旨にしておるわけですが、騒音の被害を受けけるような地域におきまして、従来の一般の空港周辺の例によりますと、市街地がどんどん形成されるという事例が多いわけでございます。

そういうところにおいて形成される市街地は、これは非常に劣悪な環境のもとにあら市街地と申すべきでありまして、都市計画法の本来考えておりいは本来の都市計画法の目的からしまして十分

それにならぬ。この質問は留保をしておきます。

○矢田部理君 いまの理解を聞いて建設省の憲法理解がわかりました。これはだめなんですね。航空の公共性では絶対にこれは制約するわけにいきません。その意味で制約をしているということならばこの法律は憲法違反です。したがつて、建設省がその程度の理解であるとするならば、法制局长官を呼んで私は見解を正式に内閣から求めなきやならぬ。

○矢田部理君 次に、損失補償の法的根拠は何んでしようか。

○政府委員(小林幸雄君) 憲法とのかかわりで述べてほしいと思います。

○政府委員(小林幸雄君) 都市計画法本法自体には直接必ずしもございませんが、特別法、個別法としまして古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法あるいは都市緑地保全法、流通業務市街地の整備に関する法律等々、幾つかの個別法におきまして、これは都市計画の地域、地区性に基づく制限を行ひ、かつ、この制限に伴う損失補償につきましては、ただいま申し上げました古都保存法、緑地保全法、流通業務市街地整備法、それからいま一つ文化財保護法がございますが、これはそれぞれ損失補償の規定を設けておる次第でございます。

○矢田部理君 憲法上の関係。

○政府委員(小林幸雄君) これは先ほど申し上げましたとおり、都市計画法本来の理念でありますところの、健全にして良好な市街地の形成、こういう公共性をもとにしまして、それぞれの個別法におきまして一定の都市計画制限を課しておる次第でございますので、憲法の理念に従いまして損失補償の規定を設けた次第でございます。

○矢田部理君 そこにいてください、すぐ聞きますから。

○政府委員(小林幸雄君) お答え申し上げます。特別地区につきましては、これは三項の「正当な償補の下に、これを公共のために用ひることがある次第でござります。

し、そうやつた場合にこう薬だけでは、あるいは手術だけではなかなか対処できないというふうに考へるわけでございます。そうやつた内面的な問題を包含しながら、この開港にただ警察権力をもつて対処していくだけでは解決ができないと、こういうふうに考へるわけでございます。たとえば開港できたとしても、その後のいわゆる問題の惹起については予防できないと、それが一般的な考え方でございますが、この点については運輸大臣としてはどのようにお考へになつておられますか。

○國務大臣(福永健司君) 開港については、いろいろのことが必要であることは申すまでもございません。で、過去においてもいろいろそれに備えてきたわけでございますが、今次の事件等にかんがみまして、さらに一層全きを期せなければならぬということは関係者一同が考へまして、たとえばあの事件をとらえていますと、それによって破壊されたようなものを回復するということだけにとどまらず、単なる復元ないし復旧にとどまらずして、さらに改善を加えて対処するということだけであります。まあ、いろいろ考えますと、なかなかその全きを期するといふことは容易なことではございません。だがしかし、責任ある者はその容易ならざることに対するべきだ。ただほどのから大臣は万全を期すためにできるだけ完璧を期しての対策を講じていかなければならぬと、こういうことでせつかく一生懸命にやつているところでございます。

○桑名義治君 大臣の答弁では非常に概説的なお話をございまして、いまそういう答弁をなさる時期ではないと思うんです。具体的にこの問題とこの問題とこの問題が実際に解決すれば、この成田の問題はほぼ解決するんだと、そしてスムーズに入っていると思うのです。にもかかわらず、万全を期すことができるんだと、こういう段階に入つてゐると思うのです。たとえば農民の問題は今後期したいと思います、いろいろな問題がありますけれども、ということでは、これは問題の解決にならないと思いますが、具体的には、じや、

その万全の対策というものはどういうふうな手を打つて、そしてある程度の円満に解決するその問題点を水解をしていくと、こういうふうにお考へになつていらしゃるわけですか。

○國務大臣(福永健司君) いろいろの責任者からおいで、これならばということで五月二十日といふことにいたしました。どこの点がどうだということはあなたの方から指摘して聞いていただきましょう。

○桑名義治君 いまの答弁何ですか。私が質問しているんじゃないですか。何ですか、いまのは、いかぬじゃないかと、そもそもどざいます。

○委員長代理(三木忠雄君) ちょっと待ってください。

○桑名義治君 失礼じゃないですか。私が質問していることに答えないで、私が質問したら……

○國務大臣(福永健司君) あなたに答えたじゃないですか。

○桑名義治君 答えてないじゃないですか。

○委員長代理(三木忠雄君) ちょっとと静かにしてください。

○桑名義治君 私は、大臣ね、私はこの問題はただ警察の権力でもって警備体制を強化するだけではだめだと、先ほどから大臣は万全を期すためにいろいろな方策をとりたいと御答弁なさったから、その中身はどういうことを具体的にお考へになつていらっしゃるのですかと、こう質問した

○桑名義治君 どちら、運輸大臣もひとつ冷静にお願いします。

○桑名義治君 私は、大臣ね、私はこの問題はただ警察の権力でもって警備体制を強化するだけではだめだと、先ほどから大臣は万全を期すためにいろいろな方策をとりたいと御答弁なさったから、その中身はどういうことを具体的にお考へになつていらっしゃるのですかと、こう質問した

○桑名義治君 決して失礼じゃないですか。

○國務大臣(福永健司君) 決して失礼を申し上げておられるわけでないので、全体としての御質問に対する私はお答えするんですが、あなたののように考へるところを特に言えと言つていただと、この点はどうだというようなことになるかも知れません。警察に關するものとか、その他いろいろなことに関することになりましょから、もともと私は大体見当をつけまして、そういうことによつてはござりますと、とてもじやないが、これがありますから御答弁願いたい。

はどうだと、こうお聞きいただきたいと、こういふようなつもりで申し上げたんです、せつかりのなにでございますから事務当局から順次申し上げることにいたします。

○委員長代理(三木忠雄君) 答弁整理をして、運輸大臣——高橋航空局長、ちょっと待つて。桑名

委員から具体的に何と何と何が整備上完全になれば開港できるかということを聞いているわけですから、その点だけ答えてください。

○國務大臣(福永健司君) 先ほどお話しのよう

に、たとえば警備だけがある程度いつてもそれでいいかぬじゃないかと、そもそもどざいます。

○桑名義治君 これはまあ率直に申しましては、点から申しますと、大体これは復旧いたしましたがございます。そういう意味で、まず破壊された物的施設とか、あるいは器材等につきましては、

しかし、その警備にいたしましてもなかなか問題がござります。いかぬじやないかと、どもつともどざいます。

○桑名義治君 これがござります。そういう意味で、まず破壊された

ことでいろいろ改善も加えております。また、管

制塔がああいうことになつたといふことと関連い

たしまして、エレベーターがどうとか、入口がど

うとかといふことについて、もちろん復旧もいたしましたけれども、それではいかぬといふことでいろいろ改善も加えております。

○桑名義治君 これがござります。まあこういう

ことでいろいろ改善をこう加えました。だがしかし、これも果たしてそれでいいかといふことでいろいろ検討を加えつつ、さらに一層の改善等を図つております。まあこういうようなことを日々挙げておきますと非常にたくさんございますが、そ

受けるということになろうかと思います。私も多少先回りしたのがいけなかつたと思います。その点はお許しをいただきたいと思います。

○桑名義治君 私に頭がよ過ぎるとおっしゃつたけれども、大臣の方が数等頭がよ過ぎたようですが、完全なかつたわけですよ。ところが、あなたの方が先に荒立てたんですよ。何で怒ったのか私はさっぱりわからなかつた。

○國務大臣(福永健司君) 私も何で怒られているのかよくわからなかつた。

○桑名義治君 冗談じゃないですよ。皆さん公平に判断なさつたら私の方が何であなたが語気あらたにあなたから質問しないで、指摘しないで、こう言われる覚えは私は全然なかつた。それは大臣がいま非常に心労されていることはよくわかるわけですよ。わかりますけれども、しかし的確に

たにあなたから質問しないで、指摘しないで、

こう言われる覚えは私は全然なかつた。それは大臣がいま非常に心労されていることはよくわかるわけですよ。わかりますけれども、しかし的確に

たにあなたから質問しないで、指摘しないで、

こう言われる覚えは私は全然なかつた。それは大臣がいま非常に心労されていることはよくわかるわけですよ。わかりますけれども、しかし的確に

たにあなたから質問しないで、指摘しないで、

こう言われる覚えは私は全然なかつた。それは大臣がいま非常に心労されていることはよくわかるわけですよ。わかりますけれども、しかし的確に

たにあなたから質問しないで、指摘しないで、

こう言われる覚えは私は全然なかつた。それは大臣がいま非常に心労されていることはよくわかるわけですよ。わかりますけれども、しかし的確に

たにあなたから質問しないで、指摘しないで、

○國務大臣(福永健司君) だんだんと、血のめぐりの悪いところへ、お話を伺つてわかつてしまりました。長期にわたつてああした事態、ことに問題によつては幾たびか類似のことが繰り返されておりまして非常に残念に思うのですが、そういうことについて根本的に考へてどうだとか、特に地元の皆さんとの話し合い等について従来のことのままでよろしいかとか、特にその中でも農民の方々に對してどうするかというようなことにつきましては、まさに御指摘のごとく、最も本質的な問題であり、私どももこれに大いに意を用いてい

るところでございます。この点について、過去久しきにわたつて、ろくに話をしてないじゃないかということです、いふんおしかりをいただきました。

私は先輩の、たとえば運輸大臣というポストについて見まするならば、かれこれ十五、六名の先輩の諸君がこれに——必ずしも先輩ではございませんが、先輩や同僚の諸君があずかってきた

が、なかなかうまくなかつたという点でおしかりを受けておりますが、彼らも彼らなりに努力はしましたんだらうと思うんです。だらうではない、した

と確信いたしますが、おおかついろいろあるわけ

でござりますが、私は就任以來こういう点につきましては本当に意を注いどいかなぎやならないと考えまして、私なりに努力もしてまいりました。

十分に時間等がなくて、思うままのこともできなかつたことも非常に残念に思つてゐるわけでござりますが、基本的には考えまして、農民の方々を中心とする地元の皆さん等とはできるだけ意思の疎通を図り、心の交流を図つて問題の解決をしていかなければならぬ、こういうように、もちろんいます、基本的には考えまして、農民の方々を中心とする地元の皆さん等とはできるだけ意思の疎通を図り、心の交流を図つて問題の解決をしてい

るところであつて、過激派の諸君等がいろいろしていることをございますが、これは本質的に違

うのであって、過激派の諸君等がいろいろに彼らの考え方によつて動いておりますが、これとは別

個に、農民の方々に對しては誠意を尽くして対

処しなければならないということは、これはもう

私の本当に念願するところでございまして、今後もそういうことにいたしてまいりたいと考える次

第でござります。

○桑名義治君 この問題ばかりで論議を進めて

いるとほかに進みませんから、大体ここら辺で打ち切りたいと思いますが、最後に農民との話し合

いの問題でございますが、いまの現時点における

農民の方々の要求事項というものは、大体どういうところにあるかということを御認識でござります

か。

○國務大臣(福永健司君) ただいまお話しの点に

つきましては、これはたくさんございます。たく

さんござりますし、過去久しい間にわたつてある

程度話し合いといふか、相互の折衝の間に出了方

向といふようなもの等がございまして、私は実は

必ずしも確定的ではなかつたが、大体こうという

ような考え方方が示され、そのままになつてこ

と等について、運輸省なり公団なりがある程度話

ができたのをそのとおりなせないということで

おしかり等をすいぶん受けとる、こういうよう

なことにつきましては急ぎ対処すべきであると、

こういうようふうに考えて、公団その他を強く督励を

いたしておる次第でございまして、ただいま御質

問の点につきましては、これはもう非常にたくさ

んござりますが、そのたくさんのものについて急

速に對処すべきものであるという考え方のとおりにお

いて督励等をいたしておる次第でござります。

○桑名義治君 過日NHKが仲介でいろいろと農

民の代表の方々とお話し合いをなさつたわけであ

りますが、その後直接に大臣と農民の方が話を

したいという申し入れがあつた場合には大臣はお

受けになる気持ちでございますか。

○國務大臣(福永健司君) NHKの仲介って、N

HKは仲介も何もしたんじゃないんです。あれは

私その放送の途中でも、みずからちよつと言いま

したように、話とは大分食い違つてゐるところが

あります。ここでNHKさんのことをいろいろ言ふ

じやありませんけれども、事実は事実としてちょ

うであります。

○桑名義治君 この成田問題の解決の糸口という

つと申し上げます。それで、そういう点につきま

しては、私どもの方がどうこうということもさる

ことながら、恐らくあの放送に出された副委員長

の石橋さんもある意味において御迷惑であつたん

じやないかといふような気がいたします。あの前

に、農民の方々が進んで数十名おいでになりまし

た。私はちょうど参議院の委員会等で、おいでに

なつた時間にどうにも間に合いませんでした。終

わつてから私は電話をいたしましたら、すでに三

十分の予定が二時間ほど会つて、非常にわりあり

に何といふか、今まで考えられたのと違うよう

な心の交流等が行われて、わりあいに会つた双方

の者がいい気持ちで別れたといふような話がござ

います。これはまあ皆さんについてそうであつた

かどうかわかりません。私としますと、私がその

時間に手がすきまするならば、私みずからが会お

うと思いましたが、どうしても手があきませんで

したので、事務次官をして私のかわりに会わしめ

ました。

それから、若干の折衝等についてわれわれはわ

れわれなりに考えたりなどしておりましたし、ま

たこれなかなかむずかしいところなんございま

すが、いろんな話もある程度ございました。こ

れではその一々について御容赦をいたすことにな

ります。また一方、たとえば総評の事務局長

その労働組合の関係の皆さん等もこのところ

私、何回かお目にかかるつているのであります

が、ただこれの適用については、まあいろいろの

とうとい経験にかんがみまして、地元とよく話

合いをしてこういうことを進めないと容易でない

ということは、痛いほど私、経験をいたしており

ます。この痛いのを生かさなきいかぬと私は思

うわけでございまして、いまお挙げになりました

田については、これはもう特別の事情でございま

すからこれは特別でござりますが、この種の規制

をするという方向で進めていくとするならば、そ

の関係地域の皆さんとはよくよく話をして臨みた

いと、そういうふうに考えております。

○桑名義治君 で、現在の既存の空港の中で都市

計画区域内に存在し、都市計画で都市施設として

決定されている空港はどこですか。

○政府委員(小林幸雄君) 都市計画区域内に所在

のは、これは当然農民との話し合いが了解事項に

ある程度達するというところに私は最大のポイント

があるんじゃないかといふふうに考えるわけで

ございます。農民と直接話し合いの場を持つこと

については、今後まだ検討しているということで

ございますが、観意そういう方向でいわゆる続

けていていただきたいということを要望しながら

この問題は一応とどめておきたいと思います。

そこで、今回の特別措置法でございますが、こ

れは今回は新東京国際空港にということが予定を

されています。こうやつた意味から特定空港

を、今回のこの特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

うやつたところも市街化がどんどん進行中という

ことでござります。こうやつた意味から特定空港

を、今回この特別措置法を、既存のいわゆる空

港に適用することがあるかどうか、この点につい

てまず伺つておきたいと思ひます。

○桑名義治君 事務当局からもお答え

させますが、これは必ずしも成田と限らずほかに

こうやつたところがあるわけでござりますが、こ

たようなことを直ちに空港でうまくいいたら向うもと、そんなことは考えているわけではございません。しかし、まあ新幹線等はそれなりにやかましいぞと言つておしかりを受けているところ等もございますので、これに対してもどうするかということは、別に從来にとらわれることなくよく検討して、なるほどということでないとそうやたらにこの種の規制をすべきではないと、こういうよう考えております。

○桑名義治君 終わります。

○渡辺武君 大臣に伺いますが、この特別措置法によつて航空機騒音の防止地区とそれから特別地区といふのができるのですが、この地区に応じてまあ規制の度合が大分違うですね。したがつて、地域の人たちが大変強い関心持つてゐるわけです。で、大体例のあのWECPNLですか、うるさき指数でこう考えてみて、特別地区と防止地区は大体どの辺、どの程度のところがめどになるか伺いたいと思います。

○政府委員(高橋寿夫君) 技術的な問題でござりますからお答えをいたします。

いま私ども検討しておりますが、おおむね障害防止地区の方はWECPNLで七五以上のことろ、それから特別地区の方は八〇以上のところ、こういうふうになると思ひます。

○渡辺武君 政府としては、この法の第二条の2に基づいて、県知事に対し地域指定や措置などを提示することになつておりますが、大体これはいつごろになると考えていらっしゃいますか。

○政府委員(高橋寿夫君) 第二条は、まず政令で特定空港として指定するところから始まるわけでございまして、この法律は公布いたしましてから約半年後ぐらいに施行をするつもりにいたしておりますが、その間いろいろ準備をいたしまして、この指定があつたときには、今度は成田空港でござりますと空港公団が県知事に対しまして基本方針を決めてくださいと、こういう要請をするわけでございます。したがいまして、具体的に特別地区

あるいは防止地区等の中身が決まつてしまひますのは、都道府県知事の手元で基本方針を決める段階で初めて出てまいりますので、恐らく公布いたしましてからどんな早くても一年ないし二年かかるかなと考えております。

○渡辺武君 いまおっしゃったのは、知事に提示するのは、具体的なこの地区的問題ではなくて、空港公団としていろいろ計算いたしましたいわゆる騒音センター等を提示いたしまして要請するわけですが、昭和五十八年の当時の騒音改善目標、これはあります。それは恐らく公布後一年ぐらいあればできると思います。その後知事がそれに基づきまして基本方針を決めますのはやはりさらに一年ぐらいかかるんじゃないかと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○渡辺武君 いずれにしましてもこの特別地区、防止地区とともにそこに住んでる住民のいわば私権をかなり強く制限するということになると思うんです。私ども、飛行場があつて騒音があつてある程度の私権が制限されるということについて、これはまあ絶対反対だという立場はとつてはいませんけれども、しかし同時に、やはり憲法で保障された私権の制限ということが行われる場合には、十分な民主的な手続が踏まえなきやならぬだらうというふうに考えておるわけです。それで法の第三条の六で都道府県知事が定める基本方針、これは最終的には運輸大臣及び建設大臣の同意が必要だということになつてゐると思うんですけども、この同意をするに当たつて、もし仮に関係自治体の中の一つでも反対だという自治体があつた場合、あるいは地域住民の中で、まあ一人や二人というのはこれは別ですけれども、かなりの数ではあるがしかし少數意見があるというような場合、十分にこうしたものは尊重されなきやならぬぢやないかと、反対があつた場合にはやはり同意はできないんじやなからうかと、地方自治体の反対ですね、そう思ひますけれども、その点どうでしようか。——いや、これは大臣の問題ですか

○國務大臣(福永健司君) 御指摘のような事例はござりますが、あり得るだらうと思います。まあそういうときにはできるだけ手順を尽くしてよく話し合つて、いずれにしてしまうかなどと考えております。

○渡辺武君 いまおっしゃったのは、知事に提示するのは、具体的なこの地区的問題ではなくて、空港公団として第一種空港です。昭和五十八年の当時の騒音改善目標、これはどのくらいと見ておられますか。

○政府委員(橋本道夫君) 環境基準が設定されおりまして、四十八年の十二月に設定されましたが、本年の十二月がまず中間目標の八五WECPNLを達成をすると、それからその後五年のうちに七五ないし七〇WECPNLを達成することを努力目標にするということが環境基準として定められておるところでございます。

○渡辺武君 羽田や伊丹が昭和五十八年までに七五以下と、いう目標になつておるわけですね。ところが私ここに公団が地域の住民に提示した「新空港における昭和五十八年度のB滑走路予測騒音分布について」という資料を持っておりますが、これを見てみると、昭和五十八年までの線引きで八五WECPNLというところが最低の線引きになつておるわけですね。それで同じ昭和五十八年度で東京や伊丹の場合は七五だと、それから成田新空港の場合これは八五だということになりますと大分差があるわけですね。これどういうわけでこんなことになつておりますか。

○政府委員(橋本道夫君) どうも失礼いたしました。先ほどの先生の御質問が私ちょっと耳が悪くて成田と聞こえたのですから、成田のケースをお答え申したわけございます。羽田と大阪は十一年を超えるできるだけ早い時期にと、そういう形になつておりますので、これは羽田につきましてはこれはずっとそれから後になつてくるというふうでございますので、いまの先生の御質問に……

○渡辺武君 羽田ということですと十年を超えるできるだけ早い時期に達成をすると、いうことでございます。七〇から七五というのは十年を超えるだけ早い時期と、そういう形になつておりますので、私がちょっと先ほど間違つて答弁をいたしましたことを訂正させていただきます。

○國務大臣(福永健司君) 御指摘のような事例はござりますが、あり得るだらうと思います。まあそういうときにはできるだけ手順を尽くしてよく話し合つて、いずれにしてしまうかなどと考えております。

○政府委員(橋本道夫君) 知事に提示いたしますのは、具体的なこの地区的問題ではなくて、空港公団としていろいろ計算いたしましたいわゆる騒音センター等を提示いたしまして要請するわけですが、それは恐らく公布後一年ぐらいあればできると思います。その後知事がそれに基づきまして基本方針を決めますのはやはりさらに一年ぐらいかかるんじゃないかと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○渡辺武君 いざなうにしまして、ちよつといまおっしゃったのはよくわからぬんですけど、ここに環境基準の既設飛行場の例の改善目標の数字が出てるんですね。「第一種空港として新東京国際空港を除く」というふうになつておりますので、十年を超える期間に可及的速やかにといまおっしゃったとおりになつておりますが、そのうち「改善目標としては十年以内に七五WECPNL未満とすること」また云々ということになつておりますので、ちよつといまの御答弁と違うんですけれども、どちらが正確ですか。

○政府委員(橋本道夫君) 正確に申し上げます。新東京国際空港は十年以内といふことになつておりますので、私が最初お答えした五年以内に八五、それから十年以内に七〇、七五でございます。

○政府委員(橋本道夫君) それから羽田空港は、これは第一種空港で新東京国際空港を外しておりまして、羽田の場合には十年を超える期間内に、なるべく速やかに達成をするという形になつておまして、五年以内に八五WECPNL、これは同じでございますが、十年以内に七五WECPNL未満とするという形になつております。

○政府委員(橋本道夫君) なお、一言申し添えますが、屋外でそれが達成されないときには、屋内で十年以内に六〇WECPNLとすると、こういう条件になつております。

○渡辺武君 どうも何だから私、よく頭に入らないんですよ。というのはもう一回私質問繰り返しますから正確に答えていただきたいと思うんです。つまり羽田や伊丹の場合には十年後ですね。つま

りこれは昭和四十八年から発足した目標ですか
ら、昭和五十八年ということですね。昭和五十八年までに七五WECPLということになるわけ
でしょう。ところが、今度の成田空港の場合は、同じ五十八年までに七五ではなくして、これによ
りますと八五で騒音の分布図をつくっているわけ
ですね。これはA滑走路の例です。それから地域
住民にまいたのはB滑走路の方ですね、同じやつ
ぱり八五です。何でこう食い違うのかということ
を伺っているんです。

○参考人(大塚茂君) 空港公園で発表しましたB
ランウェーの予測センター、予想センターと申しますが、これは現在の予測技術上信頼できる数字
ということになると、大体八五以上というような
ことで、とりあえず八五までの区域を公表した。
これはもともと正式のセンターでございませんの
で、ただ住民の方々が将来の生活設計の参考にし
たいから、予測予想で結構だからひとつ発表して
ほしいという御要請がございましたので、その要
請にこたえてとりあえず発表したということとござ
いますが、五十八年暮れまでに七五ないし七〇
というものを目標にする点は、羽田その他と同様
でございます。

○渡辺武君 そうしますと、同じ五十八年ごろま
でに指数七五というところで、同じに並ぶと、こ
ういうわけですな。ところが同じに並んだ場合で
も、羽田や伊丹の場合と、そうしてこの成田の場
合とそれ以上の地域について規制の内容が違うで
しょう、規制の内容が。たとえば羽田や伊丹の場
合ですと、七五以上の区域でも新築も増築も改築
もできますね。そしてその場合ですね、防音装置
をつける場合に国がかなりの補助を出しますね。
ところが、今度の成田空港の場合と、それが
新築、改築、増築はもとよりできない。それから
防音装置をする場合にも国の補助はない、こう
いうような状態になつていると思ふんですね。な
ぜこんなふうに違うんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) お答えいたします。
いまぞぞぞの空港でコンターを引いておりま

すのは、当面はこの法律案の関係ではなくって、
現行の航空機騒音防止法に基づく仕事をするため
のセンターを引いているわけでございます。した
がいまして、成田につきましても当然現在の今度
使うAランウェーは航空機騒音防止法によるコン
ターが引いてあり、かつそのセンターに基づきま
して第一種、第二種、第三種と地域割りができる
おります。これによりまして騒音防止法に基づく
各種の助成が行われるわけでございます。

○渡辺武君 大臣、いずれにしましても、先ほど
大臣の御答弁を伺つておりますと、やはり地域の住
民の私権がかなり制限されるということについて
は私変わりがないことだと思うんですね。それで
れるかもわからぬという趣旨のことを言われま
す。いずれにしましても、やはり地域の住
民などについても、この特別措置法を適用さ
れて、この法律案と現在の航空機騒音防止法と
は、同じ空港周辺に対しても同時に併用になる
可能性がございます。その場合にどこが違うかと
いいますと、今まで住んでいらっしゃる方々に
対する航空機騒音に対する各種の防護措置は、現
行騒音防止法でやれるわけです。そして本法案
は、新しくそこへ住宅が来るのを抑えようという
法案でございますから、目的が違いますが、同じ
空港に二つの法案が適用になる可能性がございま
す。

○渡辺武君 この二つの法律が適用になるとして
も、たとえばいまの伊丹や羽田の場合ですね、新
築、増築、改築はこれはできるわけですね。ところ
が成田の場合と、七五から八〇までの区域
については新築、増築、改築はできるけれども、
しかし、一切国の補助はないということになります
ね。それから八〇以上の特別地区、ここではも
うすべての建築が抑制されると、違反すれば罰則
が適用されるということで、私権の制度という見
地からしますと非常に厳しい。同じ空港周辺の住
民であつて何でこういう差別が出てくるんです
か。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、空港周
辺に新しく音に弱い宅地がたくさんできることを
防止しようとしているわけでございますので、そ
ういう規制を加えることにしてたわけでございます
が、他の空港につきましては、もちろん本法案を
適用することも可能でございますけれども、すで
に市街地化しちゃつてあるところにつきまして
は、もういまからこれをかぶせましてもなかなか

防歎するのむずかしい。そこで、現に住んでい
らっしゃる方々の防音工事をしていくしかしなよう
がない。したがつて、現行の騒音防止法でも、そ
の防止法による指定地域ができたら後で建てた方に
対しては何らの助成をしないことにしておるわけ
でございます。

○渡辺武君 これは建設省の土地ですか国有地
ですかね。ところがその国有地に接続した公団の
用地、これにまたがつてことしの三月に第四イン
ターが新たなブレハブを二むねつくっている。と
ころが公団の方ではことしの三月の二十五日、撤
去作業を行つておきました。そしてこの土地を管理
している千葉県側にその旨を申し入れたところ
が、千葉県側の方でまだ通報してないんで待つて
くれと、こう言つていまだに撤去をされないとい
うことを聞いておりますが、それは事実ですか。

○政府委員(栗屋敏信君)

お示しのブレハブ二階建てでござりますが、本年の三月十九日に建
て二棟でございますが、本年の三月十九日に建
てられたものでございます。これは公団の土地
と、それからわゆる公共用財産たる里道にまた
がりまして建てられたわけでございまして、公団
より千葉県に連絡がございました。千葉県といた
しましては、早速現地確認、境界画定を行つべ
く、三月二十四日に現地において一棟につきま
しては境界画定をいたしましたが、もう一棟につ
いては妨害により目測によつて大体の判断をいたし
たわけでございます。その際、千葉県といたしま
しては、公団職員それから千葉県土木事務所職員
一体となりまして、現場においてハンドマイクで
警告を発しまして、以後撤去の準備等について検
討を進めておる段階でございます。いまお話しの
ように公団から要請がございまして、千葉県がこ
れに対して消極的であったということは聞いてお
りません。

○渡辺武君 空港の周辺に彼らの団結小屋が三十
三もあるて、これがまだろくに撤去もされてない
と、これはだれも納得できませんよ。しかもこれ
は、この公団の用地とすれば国有地にまたがつて
建つられているものであります。こんなものは当然
厳しい態度さえとるうとするならば、当然もう撤
去されてしまふべきものだと思うんですよ。千葉
県側を指導して撤去する意図があるかどうか、ま
たいつどろ撤去するつもりなのか伺いたい。

○政府委員(栗屋敏信君) ブレハブ二階建ての建

ます。で、大した金じやないだらうと私——いや、大したことかもしませんけれども、何とかいたしたいと、こういうように思います。ただし、その実施につきましては事務当局がそれなりの考え方を持っているございましょうから、その意見は取り上げていきたいと思います。

○柳澤錦造君 大臣、それぢや、大変な損害を受けたんでそういう点についてはその人たちが納得いくような方法で解決をいたします、それについて大臣として責任を持ちます、そう受けとめてよろしいですね。

○國務大臣(福永健司君) 結構でございます。

○柳澤錦造君 これは航空局長の方でよろしいですけれども、この特別措置法、外国の主要な空港なんかでもいろいろこういうことはやられていると思うんです。外国の重立った空港と対比をしてこの成田の新空港の扱いというものはいいのか悪いのか、同じ程度なのかということをお聞きしたいんですけれども。

○政府委員(高橋寿夫君) 立地条件がいろいろ違うとおもいますが、この特別措置法、外國の空港と比べまして同じくらいの扱いになります。○柳澤錦造君 もうちょっとと具対的に聞きたいんだよ。よくあなたたち数字を挙げて言うんだけれども、そういう数字の対比ではどういうことになるの。

○政府委員(高橋寿夫君) 実は外國の空港につきまして規制区域の広さその他をとつたデータを持っていますけれども、私は多くお答えすることができます。申しわけございません。

○柳澤錦造君 いいです。また後で何らかの機会でもつて提出をしていただきたいと思います。最後に大臣、時間もなんですねけれども、私も多くをなしませんで、むしろ私の方から要望だけ申し上げておきたいと思うんです。

成田空港の開設について、あそこに空港ができることによって、都市再開発といいますか、そういう意味での一つの構想もおりになりましたと思うんですね。そういう点においては一つのメリットだと思います。同時に、騒音公害だと、あるいはお百姓さんしておった人たちは今度は土地を取られる、取られると言つちやあれですけれども、供出をしなくちゃいけないという、そういう面でのデメリットもあるわけなんです。言うなら、片方にはメリットがあり、片方にはデメリットがあるわけなんですねけれども、どちらかというならばそのデメリットばかりが今まで拡大をされてきたところにいろいろ混乱といいますか、問題が私は起きたと思うんです。政府自身がそのメリットをもつともっと拡大をしていく、そしてデメリットとして挙がってくるものはなるべく縮小をして、そうしてバランス上から言うならばメリットの方が多いんだということがなれば、これだけの問題はこじれなかつた。何とか言つても、もう五月二十日開港ということは政府としてはお決めになつたことだと思うんで、そういう点からいなくなつたことだと思ふんで、そういう点があつてもきちんとそれまでに問題の解決をして開港するんですけど、その辺についていま私が見解を申し上げたことにつきましても、若干大臣としての御見解も付して、もしお答えがあればお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(福永健司君) 空港ができて迷惑なことばかりだ、損することばかりだというようなことで終わらせてしまうようでは政府はならぬと思います。そこで、五月二十日と決めたその時点にすつかり何ともといふわけにはいかぬと思いますけれども、少し時間をかしていただきますならば、やっぱり空港ができるよかつたなという人も相当あるようなことに、全部が全部にいきますが、騒音防止の区域を設けまして、そうして二段構えで、その制限の強いところとそれほどないところとの二色をつくり、そしてその制限が非常に強く働くところにつきましては、それは補償をする、国の責任で補償をすると、それよりも周辺の方は、その制限の度合いもまあ住民の方に受忍していただいてもよいんじやなかろうかといふ程度であろうと思われますので、そこで、補償の公共性だと、こういうふうに言われた。法制局長官も先ほどはそれらしき部分を最初に述べられましたのですが、今度は都市計画の健全な発展のために御協力願うということで、都市計画による地

明らかにしておきたいと思います。

○柳澤錦造君 終わります。

○委員長代理(三木忠雄君) この際、矢田部君の質疑に關し、法制局長官より發言を求められておりますので、これを許します。真田法制局長官。

○政府委員(真田秀夫君) 御質問を直接聞いておりませんので、あるいは御質問の趣旨から多少外れた御答弁になりましたら、重ねて御質問をいただいて御答弁したいと思いますが、御質問は結局、今度の新しい法律案で住宅等の建築について制限を行うことができることになつておるが、そ

ういう制限をするについての根拠となる公共性と

特定期間、これは非常に公共性の強いものでござります。このことはもう御異論がないことだろう

と思いますが、そういう公共性の強い飛行場は、

これはぜひとも日本国民、国全体の経済の発展のためには必要なことでございまして、どこかには

なければならぬ。そういう公共性の強い飛行場があることによってその周辺にいろんな騒音とい

うような障害が生ずることも、これもある程度避けがたいことでございますので、そういうことを踏まえまして、そして、その周辺において健全な

都市づくりをする必要があると、そのため特に

別区域と、それからその周辺に普通区域と申しま

う程度であるようになりますので、そこで、補償

の公共性だと、こういうふうに言われた。法制局

長官も先ほどはそれらしき部分を最初に述べられましたのですが、今度は都市計画の健全な発展だ

域地区、用途地域の一種としてある程度の制限はがまんしていただと、こういう仕掛けになつておるわけでございます。

○矢田部理君 いまのは政府の統一見解ですか。

○政府委員(真田秀夫君) 政府の統一見解かと言ふべきの私の方の理解でございます。

○矢田部理君 私は、先ほどよく憲法がわからな

いということと、それから説得力のある説明がな

い、そこで政府として統一見解を出すべきだといふ要請をしたところ、そういう手はずであなたが

出てきたはずなんですが、ただ一般の法案の概況

説明をされてもどうにもなりません。第一よく読

んでないじやありませんか。全然答えてないです

よ、私の先ほどの幾つかの疑問に。

○政府委員(真田秀夫君) 政府の統一見解という

ような改まった統一見解作成会議を開いたもので

ないことはただいま申し上げたとおりでござい

ますが、そこで本法律案におきまして住宅等の

建築について制限を行なうことができる公共性の根

拠は何かという点がポイントだらうと思うのです

が、それは、ただいま申しましたように、特定

空港の周辺における健全な都市計画をつくるとい

う点に求められるものであらうと考えます。何と

なれば、それは空港の周辺において著しい航空機

騒音が及ぶこととなる地域に住宅等の建築をする

ことを所有者の私権の自由に放置することは、そ

れは環境において不健全なる市街地ができる上

が、それは、ただいま申しましたように、特定

空港の周辺における健全な都市計画をつくるとい

う点になつて、それは公共の福祉に反する、何と

いう見解でございます。

○矢田部理君 さつきの建設大臣の答弁と重要な

違いがある。

建設大臣は先ほど、土地規制ができる根拠は公

共の福祉である、その公共の福祉というの空港

の公共性だと、こういうふうに言われた。法制局

長官も先ほどはそれらしき部分を最初に述べられましたのですが、今度は都市計画の健全な発展だ

と。公共性の中身の重点を少なくとも変えた。まだこれはばらばらです。どちらが本当なんですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 先ほど申しました、冒頭に申しましたのは、その特定空港なるものが非常に公共性が強いものである、これはもう御異論がないところであろうということをまくら言葉にいたしまして、そして、そういう特定空港は日本国民経済の発展上やはり必要なんで、どこかにはなければならないと、で、そういう特定空港がある以上は、それによつてある程度の騒音が出るといふことも、これも避けられないと、そこでこの法案は、そういう事態を踏まえて、特定空港のあるその地元の健全なる町づくりをするということがこの法案のねらいでございまして、ただ、その手法としては、都市計画法の手法を用いて健全なる町づくりを図るというところにこの法案のねらいがある、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○矢田部理君 もう一回確認をしておきますが、航空の公共性ではなくて、健全な町づくりということが中身になつた公共性だと、公共の福祉だと、こういう見解ですね、結論だけ……。

○政府委員(眞田秀夫君) 要するに、その健全なる町づくりでございますが、それはもう単に町づくりをするということじゃなくて、特定空港が存することを踏まえて、その周辺における健全なる町づくりを図ると、こういうことでございます。

○矢田部理君 法律家は、踏まえてなんていう変べきじやない。

さつき私が言つたとおりだとすれば、ここでも一つ重大な矛盾が出てくるのです。この法案を立案するに当たつて航空署が答申をした。それはどういう中身になっているかと言つて、この財産権の制限は、空港設置に伴う偶發的な特別な負担であつて、都市計画上の社会的共同生活との調和を保つための社会的制約ではない、と言つていい。法制局と真っ向から違う見解を出しているの

です。それを下敷きにしてこの法案ができたのであります。どうなるんですか、これは。(「しっかりと答弁する」と呼ぶ者あり)

○政府委員(眞田秀夫君) ただいま御指摘の部分は、これは憲法二十九条第三項との関係で、つまり正当なる補償が必要であるということの理由として書いてあるんだろうと思います。その周辺地区は、これはまた話が別なんであつて、それは制度の度合いも格段の違いがございます。つまり憲法上の補償の必要を生じ、補償が必要であるとするに足るほどの制限ではないと。つまり、社会生活を営むについて、各人に受忍していただくといふことができる範囲のものであるというふうに考へるわけでございまして、だいまの御指摘の部分は特別地区の制限のことであろうと存じます。

○矢田部理君 私は特別地区の制限も含めて聞いて聞いちゃうふうに言われましたが、補償であれ、何であれ、制限の基本の考え方をこの答申は述べている。しかも私は特別地区的問題として聞いています。したがつて、長官のは答弁にならぬというふうに、私が幾つかの問題点を指摘しているのです。ごく一部を、法律の内容を十分吟味をせず、議論の問題点を理解もしないで法制局長官は答えている。

私が第一に指摘をしたのは、建設大臣が、この制度の根拠となる公共の福祉というものは空港の公共性にあるというふうに言われたから、空港の公共性が成田にあるかどうかはまた別問題ですよ、な、つながつたようなながらないような話をすべきじゃない。

さつき私が言つたとおりだとすれば、ここでも一つ重大な矛盾が出てくるのです。この法案を立案するに当たつて航空署が答申をした。それはどう調整するかという調整概念として歴史的に形成をされてきた。したがつて、空港に公共性がありますからという理由では公共の概念は作動しない、それについての見解は一体どうなのか。そういうふうにお読みいただきたいと思うのです。

○委員長代理(三木忠雄君) 簡単にお願いします。

○矢田部理君 はい。

しかし、騒音の被害者である人たちがじつとそこで耐えることがどうしてその社会的非難に当たるんだろうか。刑罰の根拠を欠く以上は、これは主人公不在の都市計画にならざるを得ないわけですが、ほんのちょっとびり、不十分な理解のまま長官は答えたすぎません。もう一回これは

体的に内閣として、これは重要な問題ですか。たけれども、そのほかあります、指摘をしている。これまで幾つかの問題点を、これは要約しますが、今後一般的に一致をしないんではないか。そういう公共の福祉論もまたおかしいと言わざるを得ないわけです。

それから、二番目に問題を提起をした損失補償の法的根拠です。制限の根拠を都市の論理に求められた。空港の公共性には求められないから、それを求めざるを得ないわけです。それならば、それが都市の論理の結果損害を与えたとするならば、そこまで突然として憲法二十九条三項が出てく

る。したがつて、長官のは答弁にならぬというふうに、私が幾つかの問題点を指摘しているのです。ごく一部を、法律の内容を十分吟味をせず、議論の問題点を理解もしないで法制局長官は答えていました。

私は第一に指摘をしたのは、建設大臣が、この制度の根拠となる公共の福祉というものは空港の公共性にあるというふうに言つた。しかし建设基準法とか都市計画法の用途地づくり、それからお互い快適な生活をするためにはある程度の制限は受忍しなければならぬと、その社会的に受忍していくだくに相当する程度の制限の場合にはこれは憲法上補償を必要とするという観点に立つて御質問のようでござりますけれども、しかし建设基準法とか都市計画法の用途地づくりには私たちは考えておりません。それで特別区域にはある程度の制限は受忍しなければならぬと、その社会的に受忍していくだくに相当する程度の制限の場合にはこれは憲法上補償を必要とするといふふうに思われますので、それでこの法案では補償の規定も置いておりませんし、あるいは土地の買取りとか、いろいろな手当てをしておるというふうにお読みいただきたいと思うのです。

○矢田部理君 全然答弁になつていません。私の質問に答えていない。私は納得しません。ただ、社会的非難でなきやならぬ。

○委員長代理(三木忠雄君) ほかに御発言もなければ終わります。

れば、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

○委員長代理(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

昭和五十三年四月二十五日印刷

昭和五十三年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局